

農業委員会だより



平成19年9月1日

田原市農業委員会

第11号

☎23局3519 / FAX22局3817

🌐http://www.city.tahara.aichi.jp/section/noui/

田原市認定農業者

連絡会通常総会

昨年度設立された「認定農業者連絡会」の通常総会が6月28日(木)、田原文化会館で開催され、来賓を含め約70人が出席しました。

総会では、平成18年度事業報告、収支決算や平成19年度事業計画、収支予算のほか、会費の賦課徴収方法についてなど、5つの議案が可決されました。平成18年度は連絡会設立の年度でもあり、会長以下会員の皆さんは、何かと多くの苦労があったかと思いますが、2年目の今年度は、さらなる飛躍を期待したいものです。

総会終了後に行われた、田原市長による「日本の農業のトップランナーをめざして」と題した講演会では、農業先進地としての認識を新たにしました。



農用地利用集積計画に

新たな取り扱い

農業経営基盤強化法に基づく「農用地利用集積計画制度」には、農地の売買・貸し借りについてのメリットがあります。現在も多くの方に利用していただいておりますが、このたび、売買において次のような農地も取り扱うことになりました。

《新しい対象農地》：農業用施設(畜舎など)を建てる目的で取得する農地で、次の要件を満たすもの。
買い手は、面積要件のほか、最低飼育頭羽(羽)数の要件を満たしていること

農業振興地域内の「農用地」である場合は、「農業施設用地」に変更すること
農地法5条と同等の書類を提出すること
建築確認など、ほかの許可事項と整合すること
この制度を利用する場合は、地域の農業委員または農地利用集積促進員、農業委員会にご相談ください。

家族経営協定書の締結を

農業は家族経営が中心で、構成員の家族一人ひとりの仕事の役割は、口約束で行われているか、暗黙の了解

で行われている場合が多くあると思われます。しかし、農業を魅力ある職業として確立させたり、男女を問わず、意欲を持って農業に取り組めるようにするには、家族内での役割と責任を明確にし、意欲と能力を十分に発揮できる環境づくりが必要です。これを実現するために役立つのが「家族経営協定」です。この協定は、家族間での役割分担や就業条件、将来の目標などを協議し、文書にして取り決めるを行うものです。

家族経営協定締結者には、認定農業者制度や農業者年金などにも優遇措置があります。魅力ある農業の創出と男女共同参画社会の推進のためにも、ぜひ締結を行いましょ。

なお、協定の締結については、渥美農業改良普及課が推進し、農業委員会も協力しています。

渥美農業改良普及課
22局0381

新しい農業者年金で豊かな老後を

幅広く加入できます

60歳未満の国民年金第1号被保険者で、年間60日以上農業に従事している方なら、農地を持っていない農業者、配偶者、後継者などの家族従事者も加入できます。